

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：裁判官訴追委員会事務局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	71.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	72.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	—%
本省課室長相当職	—%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	104.2%
係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	74.2%
6～10年	—%
1～5年	—%

【説明欄】

- ・1の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」、2(2)の「21～25年」は、男性職員、女性職員1名ずつが対象であり、特定の職員の給与が推測される恐れがあるため、公表の対象外とする。
- ・2(1)の「指定職相当」、2(2)の「31～35年」は、一方の性別の職員が存在しない。
- ・2(1)の「本省課室長相当職」「係長相当職」、2(2)の「26～30年」「6～10年」「1～5年」は、一方の性別の職員が存在しない。
- ・2(2)の「36年以上」「16～20年」は、該当者が存在しない。
- ・2(2)の「11～15年」は、男性の職務経験採用者がおり、相対的に女性職員の給与水準が低くなっている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（指定職給料表の適用を受ける職員）、本省課室長相当職（行政職給料表(→)7級から10級の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（行政職給料表(→)5級及び6級の職員）、係長相当職（行政職給料表(→)3級及び4級の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。